

航路標識協力団体の申請 Q & A

<申請資格>

Q 1-1 申請資格は10項目の要件がありますが、全ての項目に該当する必要がありますか。

A 申請資格として定めている全ての項目に該当する必要があります。

Q 1-2 法人格を有さない親睦会的な団体のため、規約や会計書類等がありません。このような団体でも申請することは可能ですか。

A 指定を受けるためには、法人又は法人に準ずる団体である必要があります。そのため、申請するためには、団体の組織や運営に関する規約等を定めていただく必要があります。

Q 1-3 申請資格の要件に「申請時点において、組織設立前のボランティア活動等を含め、おおむね5年を経過していること。」とありますが、具体的に教えてください。

A 航路標識協力団体として安定的・継続的に活動いただけることを確認するものです。そのため、申請時点において、組織設立後の期間が5年に満たない場合であっても、組織設立以前に組織的な活動を行っている場合には、当該期間も合算して、おおむね5年を経過していれば要件を満たします。

なお、ここにいう活動とは、審査基準に定める「航路標識の管理に資する活動」である必要はありません。

<申請手続>

Q 2-1 募集期間を教えてください。

A 募集は、毎年11月上旬から12月中旬頃を予定しています。具体の期間については、毎年9月頃に管区海上保安本部のホームページ等で公表します。

Q 2-2 申請書類の見本はありますか。

A 申請書類の作成例を管区海上保安本部のホームページ等で公表していますので、参考にしてください。

Q 2-3 活動実績報告書について、「最大5年間」との記載がありますが、具体的に教えてください。

A 活動実績は、基本的に、直近5年間分を記載してください。直近5年間よりも以前の分を記載いただく必要はありません。また、活動実績のある期間が5年に満たない場合には、当該期間のみを記載してください。

Q 2-4 活動実施計画書について、「おおむね5年間」との記載がありますが、具体的に教えてください。

A 指定を受けることができる期間は、最大で5年間（5年目の年度末まで）です。そのため、5年間を超えない範囲で、指定を希望する期間の活動について記載してください。

Q 2-5 指定期間（最大で5年間）が過ぎた後も継続して活動を行いたいのですが、可能ですか。

A 指定期間が過ぎた後も活動を継続したい場合には、あらためて申請いただき再び指定を受けることで、活動を継続することができます。

Q 2-6 複数の灯台について申請したいのですが、申請手続はどのようにすればよいですか。

A 申請は、指定を希望する灯台を管理する海上保安部等にそれぞれ行っていただく必要があります。

なお、申請先の海上保安部等が同一の場合などは、複数の申請を一括して行うことや添付書類の一部を省略することが可能な場合があります。

Q 2-7 既に他の団体が指定を受けている灯台の申請を行うことは可能ですか。

A 可能です。ただし、他の団体と協調する、活動の時期や場所を分ける等の調整をお願いする場合があります。

<審査基準等>

Q 3-1 審査は、どのように行われますか。

A 有識者による審査委員会を開催し、中立性・公平性・客観性をもって行います。

Q 3-2 清掃や除草などの航路標識の管理に資する活動の実績が乏しいのですが、このような団体でも指定を受けることはできますか。

A 航路標識の管理に資する活動は、灯台を訪問した際や台風通過後の灯火の確認、申請する灯台とは異なる灯台における活動なども該当する場合があります。

また、活動実績が乏しい場合であっても、活動の実施体制や実施計画が適切で、活動を適切かつ確実に行うことができると認められる場合は、指定を受けることができます。

Q 3-3 これまで灯台に関連する活動を一切行っておらず、活動実績が全くないのですが、このような団体でも指定を受けることはできますか。

A 活動実績は、審査における評価項目の一つとしています。そのため、必要に応じて申請までに航路標識の管理に資する活動（海上保安部等が行う灯台の一般公開や清掃等にご協力いただくことを含む）を行っていただければ、活動実績として審査します。

Q 3-4 各地の灯台を訪問しての歴史調査や灯台に関する歴史的資料の収集を行っていますが、このような団体でも指定を受けることはできますか。

A 指定は航路標識ごとに行うため、活動の拠点となる灯台について申請いただく方法が考えられます。

なお、活動の実施に必要な情報提供等は、指定された灯台に限らず受けることができます。

Q 3-5 収益活動は、「本来の活動に必要な経費を賄う範囲内で実施する」こととされていますが、具体的に教えてください。

A 収益活動は、次に掲げるものを想定しています。収益活動により得られた収益については、航路標識の管理に資する活動に還元していただくことを基本としています。

- ・ 入場料の徴収
- ・ ガイドツアーの参加費の徴収
- ・ ワークショップの教材費の徴収
- ・ キャンプ等を開催するための参加費（実費）の徴収
- ・ 飲物等の販売
- ・ 記念品等の物品の販売

Q 3-6 収益活動のみを行うことはできますか。

A 収益活動は、航路標識の管理に資する活動に附随する活動としてのみ行うことができます。そのため、収益活動のみを行うことはできません。

<その他>

Q 4-1 収益活動で本来の活動に必要な経費以上の収益があった場合、又は、当該活動に必要な経費が賅えなかった場合はどうなりますか。

A 収益活動は、「本来の活動に必要な経費を賅う範囲内で実施する」ことを基本としているため、収益の余剰分については、翌年度以降（指定期間内に限る）の活動に充てていただくこととなります。また、必要な経費が賅えない場合は、団体の損失となります。

なお、活動実施計画は、あらかじめ届け出ることで随時見直すことができます。

Q 4-2 活動を継続できなくなった場合はどうなりますか。

A 団体の解散その他の事由により活動の継続が困難となった場合は、あらかじめ届け出ることで指定を取り消すことができます。